

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 133

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 134

規

則

目

次

ページ

規 則

○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲
を定める規則の一部を改正する規則……………（建設部総務課） 121

訓 令

○北海道職員服務規程等の一部を改正する訓令……………（人事課） 121

告 示

○土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定
……………（循環型社会推進課） 123

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 123

○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 123

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 123

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 124

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 124

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 124

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 124

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 125

○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（維持管理防災課） 125

○河川区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 125

○都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 125

○都市計画事業の認可……………（都市環境課） 125

○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課） 126

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課） 126

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 126

道人事委員会規則

○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 127

道人事委員会告示

○準特地部局の指定…………… 130

道警察本部告示

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定め
る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第11号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を
定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定め
る規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「別表第1の2の3の項(27)」を「別表第1の2の4の項(27)」に、「別
表第1の2の3の項(8)」を「別表第1の2の4の項(8)」に改め、同表3の項中「、第63条第
3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、同
表4の項中「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」を「又は第63条第3項第
6号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第2条の表3の項及び4の項の改
正規定は、同年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員服務規程等の一部を改正する訓令
（北海道職員服務規程の一部改正）

第1条 北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第4条を次のように改める。

（出勤状況の管理）

第4条 職員は、その出勤状況の管理を勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下この条から第6条までにおいて同じ。）（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、出勤簿（別記第4号様式））により自ら行うものとする。

第5条第1項中「、あらかじめ」を「、勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、」に、「に記入して」を「」によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「休暇等処理簿」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、休暇等処理簿）」に改め、同条第3項中「並びに」を「は介護休暇等処理簿（別記第7号様式）（表面）により、」に、「、あらかじめ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、」に、「（別記第7号様式）に記入して」を「（裏面））により、あらかじめ」に改め、同条第4項中「あらかじめ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、」に、「に記入して」を「」によりあらかじめ」に改める。

第6条中「休暇等処理簿又は介護休暇等処理簿」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、休暇等処理簿）」に改める。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（外勤）

第9条 職員は、外勤するときは、あらかじめ所属長からの口頭による命令を受けなければならない。

（北海道当直規程の一部改正）

第2条 北海道当直規程（昭和41年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「宿日直勤務命令簿」を「勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下この条において同じ。）（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、宿日直勤務命令簿）」に、「別記様式」を「第4条に規定する宿日直勤務命令簿をいう。」に改める。

（北海道職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第3条 北海道職員の育児休業等に関する規程（平成4年北海道訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の請求をしよう」を「を受けよう」に、「部分休業承認請求書（別記第5号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）

（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、部分休業承認請求書（別記第5号様式））により所属長に請求しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の証明書類は、当該証明書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を電子メールにより送信して提出することができる。

第10条第1項中「部分休業養育状況変更届（別記第6号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、部分休業養育状況変更届（別記第6号様式））により養育状況の変更を所属長に届け出なければ」に改め、同条第2項中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

（北海道職員の修学部分休業に関する規程の一部改正）

第4条 北海道職員の修学部分休業に関する規程（平成17年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「修学部分休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、修学部分休業承認申請書（別記第1号様式））により所属長に申請しなければ」に改め、同条第2項中「提出が」を「申請が」に、「当該提出」を「当該申請」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の証明書類は、当該証明書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を電子メールにより送信して提出することができる。

第3条第1項中「修学状況変更届（別記第2号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、修学状況変更届（別記第2号様式））により修学状況の変更を所属長に届け出なければ」に改め、同条第2項中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「提出」を「届出」に改める。

第4条第1項中「修学部分休業時間変更申請書（別記第3号様式）を所属長に提出し」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、修学部分休業時間変更申請書（別記第3号様式））により休業時間の変更を所属長に申請し」に改め、同条第2項中「第2条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「提出」を「申請」に改める。

（北海道職員の高齢者部分休業に関する規程の一部改正）

第5条 北海道職員の高齢者部分休業に関する規程（平成17年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高齢者部分休業承認申請書（別記第1号様式）を所属長に提出しなけ

れば」を「勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員の勤務状況の管理に係る一連の事務処理を行うためのシステムをいう。以下同じ。）（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、高齢者部分休業承認申請書（別記第1号様式））により所属長に申請しなければ」に改め、同条第2項中「提出が」を「申請が」に、「当該提出」を「当該申請」に改め、同条に次の1項を加える。 3 前項の証明書類は、当該証明書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を電子メールにより送信して提出することができる。 第3条第1項中「高齢者部分休業時間延長申出書（別記第2号様式）を所属長に提出しなければ」を「勤怠管理システム（勤怠管理システムを利用することができない職員にあっては、高齢者部分休業時間延長申出書（別記第2号様式））により所属長に申し出なければ」に改め、同条第2項中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「提出」を「申出」に改める。 附 則 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。	道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和4年3月25日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第201号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 令和4年3月25日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字桜丘190の3・192の5・192の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）
告 示 北海道告示第199号 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。 令和4年3月25日 北海道知事 鈴木直道 1 形質変更時要届出区域 山越郡長万部町字長万部228番10の一部（次の図のとおり） 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物 （「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第200号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（西川南地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和4年3月28日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海	北海道告示第202号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 令和4年3月25日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘277・405・406の1・406の4・453の2・587（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、276の2、588 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高丘276の2・277・405・587（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
406の1、406の4、453の2、588

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第203号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字歌棄町歌棄413の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）
418・576の2・577（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 解除予定保安林の所在場所 石狩市新港西1丁目150の1から150の3まで・228の8（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 石狩市新港西1丁目150の1から150の3まで・228の8（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第205号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大樹町役場の掲示場に掲示した。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和4年北海道告示第145号

2 所在が不分明な者 坂野 一郎

北海道告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類 道道

2 路線名 大野大中山線

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
亀田郡七飯町字中島163番1地先から 同郡七飯町字中野3番6地先まで	前	15.92mから 33.35mまで	401.59m	
	後	14.30mから	401.59m	

26.80mまで

北海道告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 鷹栖東神楽線	旭川市東旭川町旭正211番3地先から 上川郡東神楽町字東神楽295番12地先まで	令和4年3月28日 午前11時

北海道告示第208号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| 1 河川の名 称 | 二級河川紋別川水系紋別川 |
| 2 廃川敷地等が生じた年月日 | 令和4年3月25日 |
| 3 廃川敷地等の位置 | （右岸）広尾郡大樹字開進93番5地先、同115番地先及び同129番1地先 |
| 4 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 23,361.34㎡ |

北海道告示第209号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

表の1二級河川紋別川の項図面の欄中「第7号図」を「第7号図の2」に改める。

北海道告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧

に供する。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

1 函館圏都市計画区域区分に係る事項

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 都市計画の種類 | 区域区分 |
| (2) 都市計画を定める土地の区域 | ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
函館市末広町の一部
イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり) |

2 函館圏都市計画臨港地区に係る事項

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 都市計画の種類 | 臨港地区 |
| (2) 都市計画を定める土地の区域 | ア 追加した土地の区域
函館市末広町の一部
イ 除外した土地の区域
函館市末広町の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり) |

北海道告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和4年3月25日

北海道知事 鈴木直道

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1(1) 施 行 者 の 名 称 | 新得町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 新得都市計画道路事業（3・4・3号本通線） |
| (3) 事業施行期間 | 令和4年3月25日から令和6年3月31日まで |
| (4) 事業地 | |
| ア 収 用 の 部 分 | 上川郡新得町本通南1丁目、本通北1丁目地内 |
| イ 使 用 の 部 分 | なし |
| 2(1) 施 行 者 の 名 称 | 岩見沢市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 岩見沢都市計画道路事業（3・4・39号西20丁目通） |
| (3) 事業施行期間 | 令和4年3月25日から令和11年3月31日まで |

(4) 事業地 ア 収用の部分 岩見沢市北2条西20丁目、北1条西20丁目、若松町、大和1条1丁目及び大和1条2丁目地内 イ 使用の部分 なし 北海道告示第212号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 令和4年3月25日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 施行者の名称 旭川市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・5号神居旭山通） (3) 事業施行期間 平成27年7月10日から令和6年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 2(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・6号西5丁目・樽川通） (3) 事業施行期間 平成14年7月30日から令和5年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 3(1) 施行者の名称 伊達市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・103号停車場通） (3) 事業施行期間 平成30年8月31日から令和6年3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 変更なし 4(1) 施行者の名称 伊達市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 室蘭圏都市計画道路事業（3・4・101号南大通及び3・4・103号停車場通） (3) 事業施行期間 令和2年3月13日から令和7年3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 令和2年北海道告示第197号の事業地のうち伊達市大町地内において事業地を変更する。 イ 使用の部分 なし 北海道告示第213号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	令和4年3月25日 北海道知事 鈴木直道 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 (1) 北海道本庁等コピー用紙（A4）ほか全4件（1箱当たりの単価） 29,600箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） (2) 北海道本庁等コピー用紙（A3）ほか全4件（1箱当たりの単価） 1,200箱（1箱（500枚／冊×3冊入）） (3) 北海道本庁等コピー用紙（B4）（1箱当たりの単価） 110箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） (4) 北海道本庁等コピー用紙（B5）（1箱当たりの単価） 30箱（1箱（500枚／冊×5冊入）） 2 落札を決定した日 令和4年3月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 大丸株式会社 (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 (1) 1,340円 (2) 1,600円 (3) 2,010円 (4) 1,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年1月28日付け北海道告示第61号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 総合振興局告示及び振興局告示 北海道胆振総合振興局告示第45号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年3月25日 北海道胆振総合振興局長 谷内浩史

1 落札に係る物品等の名称及び数量 複写機等 一式 1 台分 2 落札を決定した日 令和 4 年 2 月 25 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 サニー事務器株式会社 (2) 住 所 苫小牧市北光町 4 丁目 3 番 8 号 4 落札金額 315,700円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和 4 年 1 月 14 日付け北海道胆振総合振興局告示第 1 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 所在地 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル 4 階				<table><tr><td rowspan="2">檜山振興局</td><td>奥尻町字奥尻</td><td>檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所奥尻支所</td><td>4 級地</td></tr><tr><td>奥尻町字球浦</td><td>渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">留萌振興局</td><td>羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜</td><td>天売診療所 焼尻診療所</td><td>6 級地</td></tr><tr><td>遠別町字本町 1 丁目</td><td>留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所</td><td>1 級地</td></tr><tr><td rowspan="10">宗谷総合振興局</td><td>礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町字船泊村字ウエンナイホ 利尻町沓形字泉町 利尻町沓形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町</td><td>宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所 香深診療所 宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所 宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所 宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所 鬼脇診療所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所利尻支所 宗谷総合振興局保健環境部鴛泊社会福祉事務出張所</td><td>5 級地</td></tr><tr><td>浜頓別町中央北 浜頓別町中央北 浜頓別町緑ヶ丘 8 丁目 中頓別町字中頓別 枝幸町本町 枝幸町歌登西町 豊富町字上サロベツ 幌延町元町</td><td>宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所 宗谷総合振興局森林室 宗谷家畜保健衛生所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所枝幸支所 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所 留萌家畜保健衛生所</td><td>1 級地</td></tr><tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>斜里町ウトロ香川 斜里町ウトロ東 遠軽町白滝</td><td>オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 ウトロ診療所 白滝診療所</td><td>3 級地 2 級地</td></tr><tr><td>釧路総合振興局</td><td>釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目</td><td>阿寒湖畔診療所</td><td>2 級地</td></tr></table>				檜山振興局	奥尻町字奥尻	檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所奥尻支所	4 級地	奥尻町字球浦	渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所		留萌振興局	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	天売診療所 焼尻診療所	6 級地	遠別町字本町 1 丁目	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所	1 級地	宗谷総合振興局	礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町字船泊村字ウエンナイホ 利尻町沓形字泉町 利尻町沓形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町	宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所 香深診療所 宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所 宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所 宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所 鬼脇診療所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所利尻支所 宗谷総合振興局保健環境部鴛泊社会福祉事務出張所	5 級地	浜頓別町中央北 浜頓別町中央北 浜頓別町緑ヶ丘 8 丁目 中頓別町字中頓別 枝幸町本町 枝幸町歌登西町 豊富町字上サロベツ 幌延町元町	宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所 宗谷総合振興局森林室 宗谷家畜保健衛生所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所枝幸支所 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所 留萌家畜保健衛生所	1 級地	オホーツク総合振興局	斜里町ウトロ香川 斜里町ウトロ東 遠軽町白滝	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 ウトロ診療所 白滝診療所	3 級地 2 級地	釧路総合振興局	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目	阿寒湖畔診療所	2 級地
檜山振興局	奥尻町字奥尻	檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所奥尻支所	4 級地																																	
	奥尻町字球浦	渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所																																		
留萌振興局	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	天売診療所 焼尻診療所	6 級地																																	
	遠別町字本町 1 丁目	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所	1 級地																																	
宗谷総合振興局	礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町字船泊村字ウエンナイホ 利尻町沓形字泉町 利尻町沓形字日出町 利尻富士町鬼脇字金崎 利尻富士町鴛泊字栄町 利尻富士町鴛泊字栄町	宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所 香深診療所 宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所 宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所 宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所 鬼脇診療所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所利尻支所 宗谷総合振興局保健環境部鴛泊社会福祉事務出張所	5 級地																																	
	浜頓別町中央北 浜頓別町中央北 浜頓別町緑ヶ丘 8 丁目 中頓別町字中頓別 枝幸町本町 枝幸町歌登西町 豊富町字上サロベツ 幌延町元町	宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所 宗谷総合振興局森林室 宗谷家畜保健衛生所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター 宗谷総合振興局産業振興部宗谷地区水産技術普及指導所枝幸支所 宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所 宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所 留萌家畜保健衛生所	1 級地																																	
	オホーツク総合振興局	斜里町ウトロ香川 斜里町ウトロ東 遠軽町白滝	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課知床分室 ウトロ診療所 白滝診療所	3 級地 2 級地																																
	釧路総合振興局	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目	阿寒湖畔診療所	2 級地																																
	道 人 事 委 員 会 規 則																																			
	特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 4 年 3 月 25 日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則 7－1433 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。 別表（第 2 条、第 3 条関係） ア 道職員給与条例関係 <table><tr><td>管内</td><td>所 在 地</td><td>部 局 名</td><td>級別区分</td></tr><tr><td>後志総合振興局</td><td>寿都町字新栄町</td><td>後志総合振興局保健環境部寿都社会福祉事務出張所</td><td>1 級地</td></tr><tr><td>日高振興局</td><td>えりも町字庶野</td><td>庶野診療所</td><td>1 級地</td></tr></table>				管内	所 在 地	部 局 名	級別区分	後志総合振興局	寿都町字新栄町	後志総合振興局保健環境部寿都社会福祉事務出張所	1 級地	日高振興局	えりも町字庶野	庶野診療所	1 級地																				
	管内	所 在 地	部 局 名	級別区分																																
	後志総合振興局	寿都町字新栄町	後志総合振興局保健環境部寿都社会福祉事務出張所	1 級地																																
	日高振興局	えりも町字庶野	庶野診療所	1 級地																																

	浜中町茶内橋北東	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路東部支所	1級地		寿都町字渡島町 寿都町字湯別町下湯別 黒松内町字黒松内 黒松内町字白井川	寿都警察署 寿都警察署湯別駐在所 寿都警察署黒松内駐在所 寿都警察署白井川駐在所		
イ 警察職員給与条例関係				旭川	羽幌町大字天売字和浦 羽幌町大字焼尻字東浜	羽幌警察署天売駐在所 羽幌警察署焼尻駐在所	6級地	
方面管内	所在地	部局名	級別区分		礼文町大字香深村字トンナイ 礼文町字船泊村字ヲシヨンナイ 利尻町杓形字泉町 利尻町仙法志字本町 利尻富士町鬼脇字鬼脇 利尻富士町鷺泊字栄町	稚内警察署香深駐在所 稚内警察署船泊駐在所 稚内警察署杓形駐在所 稚内警察署仙法志駐在所 稚内警察署鬼脇駐在所 稚内警察署鷺泊駐在所	5級地	
札幌	積丹町大字余別町	余市警察署余別駐在所	3級地		上川町字層雲峡 幌加内町字朱鞠内	旭川東警察署層雲峡駐在所 士別警察署朱鞠内駐在所	3級地	
	石狩市浜益区浜益 積丹町大字入舸町 日高町宮下町2丁目 平取町振内町 新冠町字泉	北警察署浜益駐在所 余市警察署入舸駐在所 門別警察署日高駐在所 門別警察署振内駐在所 静内警察署泉駐在所	2級地		中川町字佐久 中頓別町字小頓別 枝幸町乙忠部 猿払村鬼志別東町 猿払村知来別 南富良野町字落合 深川市鷹泊 天塩町字オヌブナイ 幌延町字問寒別	名寄警察署佐久駐在所 枝幸警察署小頓別駐在所 枝幸警察署乙忠部駐在所 稚内警察署鬼志別駐在所 稚内警察署知来別駐在所 富良野警察署落合駐在所 深川警察署鷹泊駐在所 天塩警察署雄信内駐在所 天塩警察署問寒別駐在所	2級地	
	蘭越町港町 喜茂別町字鈴川 神恵内村大字神恵内村 伊達市大滝区本町 むかわ町穂別 日高町字厚賀町 平取町字荷負 新冠町字朝日 新ひだか町静内御園 新ひだか町東静内 新ひだか町静内春立 新ひだか町三石歌笛 様似町字旭 えりも町字えりも岬 えりも町字庶野	俱知安警察署港駐在所 俱知安警察署鈴川駐在所 岩内警察署神恵内駐在所 伊達警察署大滝駐在所 苫小牧警察署穂別駐在所 門別警察署厚賀駐在所 門別警察署荷負駐在所 静内警察署朝日駐在所 静内警察署御園駐在所 静内警察署東静内駐在所 静内警察署春立駐在所 静内警察署歌笛駐在所 浦河警察署旭駐在所 浦河警察署えりも岬駐在所 浦河警察署庶野駐在所	1級地		美深町字恩根内 音威子府村字音威子府 中川町字中川 浜頓別町大通5丁目 中頓別町字中頓別 枝幸町本町 枝幸町歌登西町 稚内市宗谷岬 稚内市大字声間村字沼川 稚内市大字抜海村字上ユーチ 原野 南富良野町字金山 南富良野町字幾寅 占冠村字中央 小平町字鬼鹿広富 初山別村字初山別 遠別町字本町4丁目 豊富町字上サロベツ	名寄警察署恩根内駐在所 名寄警察署音威子府駐在所 名寄警察署中川駐在所 枝幸警察署浜頓別駐在所 枝幸警察署中頓別駐在所 枝幸警察署 枝幸警察署歌登駐在所 稚内警察署宗谷岬駐在所 稚内警察署沼川駐在所 稚内警察署勇知駐在所 富良野警察署金山駐在所 富良野警察署幾寅駐在所 富良野警察署占冠駐在所 留萌警察署鬼鹿駐在所 羽幌警察署初山別駐在所 天塩警察署遠別駐在所 天塩警察署豊富駐在所	1級地	
函館	奥尻町字奥尻 奥尻町字青苗	江差警察署奥尻駐在所 江差警察署青苗駐在所	4級地					
	八雲町熊石相沼町 乙部町字豊浜 島牧村字本目 島牧村字泊 寿都町字磯谷町能津登	八雲警察署相沼駐在所 江差警察署豊浜駐在所 寿都警察署本目駐在所 寿都警察署島牧駐在所 寿都警察署磯谷駐在所	2級地					
	八雲町熊石根崎町 松前町字江良 松前町字静浦 上ノ国町字石崎 上ノ国町字扇石 上ノ国町字湯ノ岱 せたな町大成区都 せたな町大成区宮野	八雲警察署熊石駐在所 松前警察署江良駐在所 松前警察署小島駐在所 江差警察署石崎駐在所 江差警察署滝沢駐在所 江差警察署湯ノ岱駐在所 せたな警察署大成駐在所 せたな警察署宮野駐在所	1級地					

	豊富町字上サロベツ西14線 幌延町宮園町	天塩警察署兜沼駐在所 天塩警察署幌延駐在所		
釧路	上土幌町字糠平南区	帯広警察署糠平駐在所	3級地	
	釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目 標津町字薫別 羅臼町麻布町 羅臼町栄町 豊頃町大津寿町 浦幌町字厚内3条通2丁目 足寄町螺湾本町 足寄町上利別本町 陸別町字陸別東3条3丁目	釧路警察署阿寒湖畔駐在所 中標津警察署薫別駐在所 中標津警察署麻布駐在所 中標津警察署羅臼駐在所 池田警察署大津駐在所 池田警察署厚内駐在所 本別警察署螺湾駐在所 本別警察署上利別駐在所 本別警察署陸別駐在所	2級地	
	浜中町霧多布西2条1丁目 浜中町茶内橋北東 浜中町浜中桜北 弟子屈町字川湯 根室市厚床1丁目 別海町西春別幸町 別海町尾岱沼潮見町 別海町西春別駅前寿町 浦幌町字宝生 足寄町芽登本町 幕別町忠類白銀町 広尾町字音調津 広尾町字豊似	厚岸警察署霧多布駐在所 厚岸警察署茶内駐在所 厚岸警察署浜中駐在所 弟子屈警察署川湯駐在所 根室警察署厚床駐在所 中標津警察署西春別駐在所 中標津警察署尾岱沼駐在所 中標津警察署西春別駅前駐在所 池田警察署上浦幌駐在所 本別警察署芽登駐在所 帯広警察署忠類駐在所 広尾警察署音調津駐在所 広尾警察署豊似駐在所	1級地	
北見	斜里町ウトロ東	斜里警察署ウトロ駐在所	3級地	
	遠軽町白滝 清里町緑町	遠軽警察署白滝駐在所 斜里警察署緑駐在所	2級地	
	置戸町字安住 佐呂間町字浜佐呂間 美幌町字福住 滝上町字滝ノ上市街地3条通2丁目 西興部村字西興部 西興部村字上興部 雄武町字幌内	北見警察署勝山駐在所 遠軽警察署浜佐呂間駐在所 美幌警察署福住駐在所 紋別警察署滝上駐在所 興部警察署西興部駐在所 興部警察署上興部駐在所 興部警察署幌内駐在所	1級地	
附 則 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第12条の2第1項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第14条の2第1項の特地部局（以下「特地部局」という。）とされていた部局のうち施行日において特地部局とされないこととなった部局は、令和7年3月31日までの間、特地部局とする。 3 前項の規定に基づき特地部局とされた部局に勤務する職員に係る特地勤務手当の支給割合は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた支給割合に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合とする。 (1) 施行日から令和5年3月31日まで 100分の100 (2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 100分の70 (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 100分の40 4 附則第2項の規定に基づき特地部局とされた部局に在勤する職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給割合は、改正後の規則第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる部局の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1) 施行日において道職員給与条例第12条の3第1項又は警察職員給与条例第14条の3第1項の準特地部局（以下「準特地部局」という。）に該当することとなった部局 当該部局を準特地部局とみなした場合における特地勤務手当に準ずる手当の支給割合（以下この号において「新手当割合」という。）に、引下割合（施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当に準ずる手当の支給割合（次号において「旧手当割合」という。）と新手当割合との差に相当する割合をいう。）に前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合を加えた割合 (2) 施行日において特地部局又は準特地部局のいずれにも該当しないこととなった部局 旧手当割合に、前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合 5 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となった部局に勤務する職員に係る特地勤務手当の支給割合は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、当該部局の級別区分に応じた支給割合に、引下割合（施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当の支給割合と施行日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当の支給割合との差に相当する割合をいう。）に附則第3項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合を加えた割合とする。 6 前項に規定する部局に在勤する職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給割合は、改正後の規則第5条第2項の規定にかかわらず、当該部局の級別区分に応じた支給割合に、引下割合（施行日の前日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当に準ずる手当の支給割合と施行日における当該部局の級別区分に応じた特地勤務手当に準ずる手当の支給割合との差に相当する割合をいう。）に附則第3項各号に掲げる期間の区分に応じ当該				

各号に定める割合を乗じた割合を加えた割合とする。 7 施行日の前日において準特地部局とされていた部局のうち施行日において特地部局又は準特地部局のいずれにも該当しないこととなった部局は、令和7年3月31日までの間、準特地部局とする。 8 前項の規定に基づき準特地部局とされた部局に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の支給割合は、改正後の規則第5条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する支給割合に、附則第3項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じた割合とする。 9 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当について、これらの規定により難い特別の事情があるときは、任命権者はその都度人事委員会事務局長と協議して別段の定めをすることができる。				新冠町字西泊津 浦河町向が丘西2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内こうせい町2丁目 新ひだか町静内旭町2丁目	日高食肉衛生検査所 胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所 日高振興局産業振興部日高地区水産技術普及指導所 静内支所 日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター 日高振興局保健環境部静内地域保健室 日高家畜保健衛生所
			渡島総合振興局	松前町字建石 松前町字福山 松前町字福山 松前町字朝日 鹿部町字本別	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所 渡島総合振興局産業振興部渡島地区水産技術普及指導所松前支所 渡島総合振興局保健環境部松前社会福祉事務出張所 渡島総合振興局西部森林室 漁業研修所
			檜山振興局	江差町字本町 江差町字陣屋町 江差町字陣屋町 江差町字陣屋町 江差町字陣屋町 江差町字陣屋町 江差町字陣屋町 江差町字田沢町 江差町字伏木戸町 江差町字柳崎町 今金町字今金 今金町字今金 せたな町瀬棚区本町 せたな町北檜山区北檜山 せたな町北檜山区北檜山 せたな町北檜山区北檜山	檜山振興局保健行政室 檜山振興局 檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所 渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所 檜山教育局 選挙管理委員会事務局檜山支所 檜山海区漁業調整委員会事務局 檜山家畜保健衛生所 江差高等看護学院 檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター 渡島総合振興局保健環境部今金地域保健支所 渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所 檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所 せたな支所 檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所 檜山振興局保健環境部北檜山社会福祉事務出張所 檜山振興局森林室北檜山事務所
			留萌振興局	羽幌町南6条2丁目 羽幌町港町4丁目 羽幌町寿町 天塩町新栄通9丁目 天塩町新栄通9丁目 天塩町新栄通9丁目	留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター 留萌振興局産業振興部留萌地区水産技術普及指導所 留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所 留萌振興局保健環境部天塩地域保健支所 留萌振興局保健環境部天塩社会福祉事務出張所 留萌振興局森林室天塩事務所
			オホーツク総合振興局	北見市常呂町字栄浦 紋別市小向	青少年体験活動支援施設ネイバル北見 オホーツク総合振興局網走建設管理部オホーツク紋別空港管理事務所

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第2号

北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第12条の3及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第14条の3に規定する北海道人事委員会の指定する準特地部局は、次のとおりとし、令和4年4月1日から適用する。

なお、これに伴い、平成28年北海道人事委員会告示第6号（準特地部局の指定）は、廃止する。

令和4年3月25日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

ア 道職員給与条例関係

管内	所 在 地	部 局 名
石狩振興局	石狩市厚田区厚田	石狩振興局産業振興部石狩地区水産技術普及指導所
後志総合振興局	蘭越町蘭越町 真狩村字真狩 共和町老古美 共和町宮丘 岩内町字清住 岩内町字相生	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所 後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所 後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所 原子力環境センター 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室 後志総合振興局産業振興部後志地区水産技術普及指導所岩内支所
日高振興局	日高町字緑町 平取町本町 平取町本町	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所 日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高西部支所 日高振興局森林室平取事務所

	斜里町文光町 清里町羽衣町 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町大通北5丁目 遠軽町福路1丁目 湧別町開盛 興部町字興部 興部町字興部 大空町東藻琴千草	オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所 オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所 オホーツク総合振興局保健環境部遠軽社会福祉事務出張所 オホーツク総合振興局保健環境部遠軽地域保健支所 オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所 オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所 網走家畜保健衛生所BSE検査室 オホーツク総合振興局西部森林室 オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所 東藻琴食肉衛生検査所		別海町別海緑町 中標津町東1条南6丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町北中 標津町北4条西1丁目	根室振興局森林室 根室振興局保健環境部中標津地域保健室 根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター北根室支所 根室振興局保健環境部中標津社会福祉事務出張所 釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所 釧路総合振興局釧路建設管理部中標津空港管理事務所 根室振興局産業振興部根室地区水産技術普及指導所 標津支所
イ 警察職員給与条例関係					
方面管内	所在地		部局名		
十勝総合振興局	新得町字上佐幌西3線 新得町3条南6丁目 大樹町鏡町 大樹町字下大樹 大樹町字下大樹 広尾町公園通南4丁目 広尾町東1条11丁目 本別町北1丁目 本別町西仙美里 足寄町下愛冠3丁目 足寄町常盤 足寄町南3条4丁目 足寄町南3条4丁目 浦幌町字東山町 浦幌町字万年		十勝家畜保健衛生所西部BSE検査室 十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所 十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所 十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝南部支所 十勝総合振興局森林室大樹事務所 十勝総合振興局保健環境部広尾地域保健支所 十勝総合振興局産業振興部十勝地区水産技術普及指導所 十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所 農業大学校 十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所 青少年体験活動支援施設ネイパル足寄 十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東北支所 十勝総合振興局森林室足寄事務所 十勝総合振興局森林室 十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所		
釧路総合振興局	釧路市音別町川東1丁目 厚岸町若竹2丁目 厚岸町梅香1丁目 厚岸町愛冠 標茶町常盤8丁目 標茶町常盤8丁目 弟子屈町桜丘3丁目		釧路総合振興局森林室音別事務所 釧路総合振興局産業振興部釧路地区水産技術普及指導所 釧路総合振興局森林室 青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸 釧路総合振興局保健環境部標茶地域保健支所 釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター 釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所		
根室振興局	別海町別海緑町 別海町別海緑町		根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター 根室家畜保健衛生所		
	別海町別海緑町 中標津町東1条南6丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町東5条北3丁目 中標津町北中 標津町北4条西1丁目		北警察署厚田駐在所 千歳警察署支笏湖温泉番外地 岩見沢警察署札比内駐在所 栗山警察署夕張警察庁舎 栗山警察署清水沢交番 栗山警察署南部駐在所 栗山警察署沼の沢駐在所 栗山警察署紅葉山駐在所 栗山警察署川端駐在所 芦別警察署頼城駐在所 芦別警察署野花南駐在所 余市警察署美国駐在所 余市警察署古平駐在所 余市警察署銀山駐在所 余市警察署赤井川駐在所 倶知安警察署蘭越駐在所 倶知安警察署昆布駐在所 倶知安警察署ニセコ駐在所 倶知安警察署真狩駐在所 倶知安警察署留寿都駐在所 倶知安警察署喜茂別駐在所 倶知安警察署京極駐在所 倶知安警察署寒別駐在所 岩内警察署前田駐在所 岩内警察署発足駐在所 岩内警察署国富駐在所 岩内警察署小沢駐在所 岩内警察署 岩内警察署泊駐在所		
	石狩市厚田区厚田 千歳市支笏湖温泉番外地 月形町字札比内 夕張市旭町 夕張市清水沢2丁目 夕張市南部東町 夕張市沼ノ沢 夕張市紅葉山 由仁町川端 芦別市頼城町 芦別市野花南町 積丹町大字美国町字船漕 古平町大字浜町 仁木町銀山2丁目 赤井川村字赤井川 蘭越町蘭越町 蘭越町昆布町 ニセコ町字本通 真狩村字真狩 留寿都村字留寿都 喜茂別町字喜茂別 京極町字三崎 倶知安町字寒別 共和町前田 共和町発足 共和町国富 共和町小沢 岩内町字高台 泊村大字茅沼村字白別				

	豊浦町字大岸 豊浦町字礼文華 洞爺湖町洞爺町 日高町門別本町 日高町富川東1丁目 平取町本町 新冠町字東町 新冠町字節婦町 新ひだか町静内古川町1丁目 新ひだか町三石旭町 新ひだか町三石本桐 浦河町荻伏町 浦河町字西幌別無番地 様似町大通2丁目 えりも町字新浜	伊達警察署大岸駐在所 伊達警察署礼文華駐在所 伊達警察署洞爺駐在所 門別警察署本町駐在所 門別警察署 門別警察署平取駐在所 静内警察署新冠駐在所 静内警察署節婦駐在所 静内警察署 静内警察署三石駐在所 静内警察署本桐駐在所 浦河警察署荻伏駐在所 浦河警察署西幌別駐在所 浦河警察署様似駐在所 浦河警察署えりも本町駐在所		士別市温根別町南1線 士別市朝日町中央 幌加内町字幌加内 下川町西町 稚内市大字宗谷村字宗谷 富良野市字麓郷市街地 富良野市字東山 北竜町字碧水 留萌市大字留萌村字幌糠 苫前町字苫前 苫前町字古丹別 羽幌町南4条4丁目 天塩町新栄通9丁目	士別警察署温根別駐在所 士別警察署朝日駐在所 士別警察署幌加内駐在所 名寄警察署下川駐在所 稚内警察署宗谷駐在所 富良野警察署麓郷駐在所 富良野警察署東山駐在所 深川警察署碧水駐在所 留萌警察署幌糠駐在所 羽幌警察署苫前駐在所 羽幌警察署古丹別駐在所 羽幌警察署 天塩警察署
函館	函館市日ノ浜町 函館市新八幡町 鹿部町字鹿部 森町字本茅部町 森町字砂原2丁目 八雲町野田生 八雲町落部 長万部町字国縫 長万部町字長万部 長万部町字静狩 知内町字涌元 松前町字福山 松前町字荒谷 福島町字三岳 福島町字吉野 江差町字上野町 江差町字水堀町 上ノ国町字大留 上ノ国町字中須田 厚沢部町鵜町 厚沢部町館町 乙部町字緑町 今金町字今金 せたな町瀬棚区本町 せたな町北檜山区徳島 せたな町北檜山区若松	函館中央警察署恵山駐在所 函館中央警察署樞法華駐在所 森警察署鹿部駐在所 森警察署石谷駐在所 森警察署砂原駐在所 八雲警察署野田生駐在所 八雲警察署落部駐在所 八雲警察署国縫駐在所 八雲警察署長万部交番 八雲警察署静狩駐在所 木古内警察署涌元駐在所 松前警察署 松前警察署白神駐在所 松前警察署福島交番 松前警察署吉岡駐在所 江差警察署 江差警察署水堀駐在所 江差警察署上ノ国駐在所 江差警察署中須田駐在所 江差警察署鵜駐在所 江差警察署館駐在所 江差警察署乙部駐在所 せたな警察署今金交番 せたな警察署瀬棚駐在所 せたな警察署 せたな警察署若松駐在所		釧路 釧路市音別町中園1丁目 鶴居村鶴居西4丁目 厚岸町尾幌 標茶町字標茶 標茶町字熊牛原野15線西 標茶町字塘路原野北 弟子屈町中央2丁目 根室市落石東 根室市納沙布 別海町上春別南町 別海町中春別東町 別海町別海西本町 中標津町西5条南1丁目 中標津町計根別本通西2丁目 標津町字川北 標津町北1条西1丁目 池田町字高島 豊頃町豊頃南町 浦幌町字桜町 浦幌町字吉野 本別町北1丁目 本別町勇足元町 足寄町南7条1丁目 茅室町上美生 更別村字更別南1線 幕別町字五位 鹿追町瓜幕西2丁目 新得町4条南6丁目 新得町屈足柏町1丁目 大樹町西本通	釧路警察署音別駐在所 釧路警察署鶴居駐在所 厚岸警察署尾幌駐在所 弟子屈警察署標茶駐在所 弟子屈警察署磯分内駐在所 弟子屈警察署塘路駐在所 弟子屈警察署 根室警察署落石駐在所 根室警察署納沙布駐在所 中標津警察署上春別駐在所 中標津警察署中春別駐在所 中標津警察署別海駐在所 中標津警察署 中標津警察署計根別駐在所 中標津警察署川北駐在所 中標津警察署標津駐在所 池田警察署高島駐在所 池田警察署豊頃駐在所 池田警察署浦幌駐在所 池田警察署吉野駐在所 本別警察署 本別警察署勇足駐在所 本別警察署足寄交番 帯広警察署上美生駐在所 帯広警察署更別駐在所 帯広警察署糠内駐在所 新得警察署瓜幕駐在所 新得警察署 新得警察署屈足駐在所 広尾警察署大樹駐在所
旭川	愛別町字愛山 上川町北町	旭川東警察署愛山駐在所 旭川東警察署上川交番			

	広尾町並木通東1丁目	広尾警察署
北見	遠軽町豊里	北見方面本部交通課高速道路交通警察隊
	北見市常呂町字常呂	北見警察署常呂駐在所
	置戸町字置戸	北見警察署置戸駐在所
	佐呂間町字宮前町	遠軽警察署佐呂間駐在所
	佐呂間町字若佐	遠軽警察署若佐駐在所
	遠軽町大通北5丁目	遠軽警察署
	遠軽町生田原	遠軽警察署生田原駐在所
	遠軽町生田原安国	遠軽警察署安国駐在所
	遠軽町丸瀬布東町	遠軽警察署丸瀬布駐在所
	湧別町曙町	遠軽警察署湧別駐在所
	湧別町芭露	遠軽警察署芭露駐在所
	湧別町上湧別屯田市街地	遠軽警察署上湧別駐在所
	大空町東藻琴	網走警察署東藻琴駐在所
	津別町字本岐	美幌警察署本岐駐在所
	斜里町本町	斜里警察署
	斜里町字中斜里	斜里警察署中斜里駐在所
	清里町札弦町	斜里警察署札弦駐在所
	清里町羽衣町	斜里警察署清里駐在所
	小清水町南町1丁目	斜里警察署小清水駐在所
	小清水町字浜小清水	斜里警察署浜小清水駐在所
紋別市小向	紋別警察署小向駐在所	
紋別市上渚滑町4丁目	紋別警察署上渚滑駐在所	
興部町字興部	興部警察署	
興部町字沙留	興部警察署沙留駐在所	
雄武町字雄武	興部警察署雄武駐在所	

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第155号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年3月25日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

1落札に係る特定役務の名称及び数量

(1)落札に係る特定役務の名称自動車保管場所データ入力業務（保管場所標章作成1件当たりの単価）

(2)調達予定数量340,353件

2落札を決定した日

令和4年3月4日

3落札者の氏名及び住所

(1)氏名北海道電力株式会社

(2)住所札幌市中央区大通東1丁目2番地

4落札金額

(1)基本料金831円25銭

(2)電力量料金16円59銭

5契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6一般競争入札の公告

令和3年12月17日付け北海道警察本部告示第529号

7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1)名称北海道警察本部総務部施設課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目	
道 警 察 方 面 本 部 告 示	
北海道警察釧路方面本部告示第58号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年3月25日 北海道警察釧路方面本部長 須 佐 正 美 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 15台及び1月当たり 276,900枚 2 落札を決定した日 令和4年3月1日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社三ッ輪商会 (2) 住 所 釧路市鳥取南5丁目12番5号 4 落札金額 (1) 基本料金 0円 (2) 複写料金 1.20円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年1月14日付け北海道警察釧路方面本部告示第11号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課 (2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5番地1 _____	